



セカンドオピニオン

株式会社紀陽銀行

2025 年 3 月 31 日

グリーン預金フレームワーク

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：安生 琢

格付投資情報センター(R&I)は紀陽銀行のグリーン預金フレームワーク(2025 年 3 月策定)が、以下の原則の趣旨に準じるものであることを確認した。

グリーンボンド原則(2021、ICMA)

■資金使途

事業区分	適格クライテリア
再生可能エネルギー	太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電(持続可能な原料または廃棄物に限る)、小規模水力発電、蓄電池(容量市場、卸電力事業、需給調整市場等の電力市場を活用して電力事業を行う、蓄電池事業に対する融資)
グリーンビルディング/ エネルギー効率	以下の評価を得た新たな建物の建設、購入または既存建物の修繕 ・ZEB: ZEB Ready 以上 ・DBJ Green Building :3 つ星以上 ・LEED: GOLD 以上 ・BREEAM: Excellent 以上 ・CASBEE: A ランク 以上 ※石油・石炭等、化石燃料プロジェクトでの使用を目的とした産業用建物を除く

■オピニオンの位置付け

グリーンボンド原則は預金商品を想定して策定されたものではないため、同原則への適合性評価を本グリーン預金フレームワークではできない。一方、預金の受け入れはグリーンボンド発行による資金調達に相当するという整理の下、本フレームワークはグリーンボンド原則の各要素「調達資金の使途」「プロジェクトの評価と選定のプロセス」「調達資金の管理」「レポーティング」で求められる特徴を持つと確認できた。したがって R&I は本フレームワークがグリーンボンド原則の趣旨に準じるものだと判断した。

株式会社格付投資情報センター

Copyright(C) 2025 Rating and Investment Information, Inc. All rights reserved.

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目2番地テラススクエア

(お問い合わせ) サステナブルファイナンス営業部 TEL 03-6273-7408

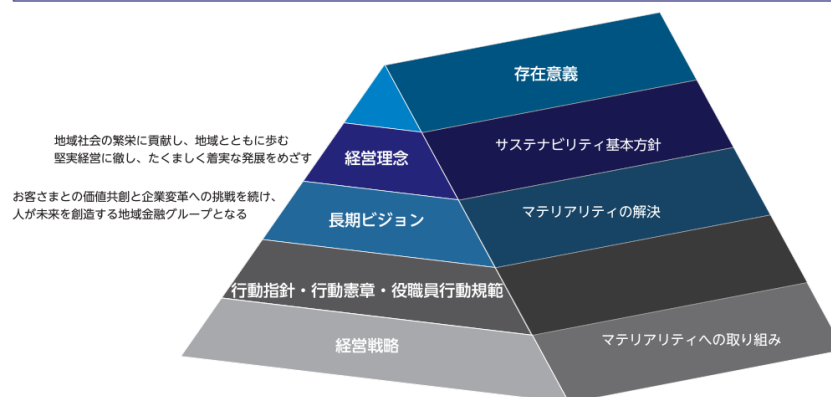
セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。また、R&I は、適合以外の事柄につき意見を表明するのではなく、資金調達の目的となる成果の証明、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、セカンドオピニオンに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、セカンドオピニオンに関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき本稿末尾をご覧ください。

1. 紀陽銀行の概要

- 紀陽銀行は和歌山県と大阪府の両エリアを主な営業基盤とし、中小企業取引に注力している地方銀行。県内の市場地位は非常に高い。
- 経営理念は「地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む」「堅実経営に徹し、たくましく着実な発展をめざす」。2019年に「紀陽銀行 SDGs 宣言」(現在は「紀陽フィナンシャルグループ SDGs 宣言」)を表明し、2023年には「サステナビリティ基本方針」を策定、本方針に基づいて「マテリアリティ(重要課題)」の設定および「SDGs 宣言」を改定している。

サステナビリティ基本方針 (2023年6月策定)

経営理念である「地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む」の実現に向け、あらゆる企業活動において地域経済の成長と社会課題の解決に貢献します。ステークホルダー(地域社会・顧客・株主・従業員等)と当行グループ双方にとって重要な課題をマテリアリティ(重要課題)として設定し、中長期的な観点から経営と一体化した取り組みを推進します。



[出所：紀陽銀行 2024 統合報告書]

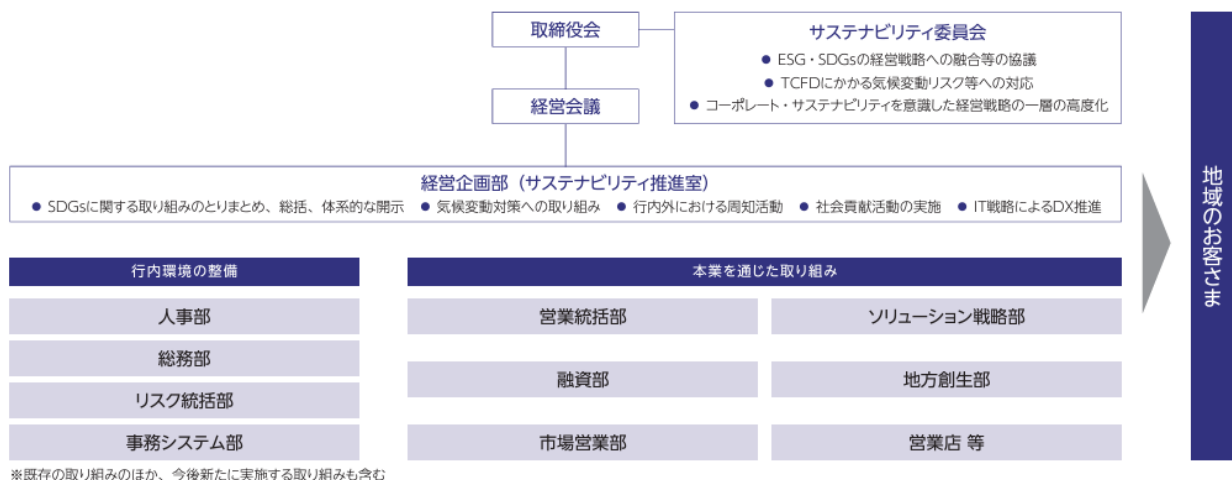
- マテリアリティのひとつが「気候変動への対応」である。サステナブルファイナンスの推進や TCFD を活用した気候変動対応、脱炭素に関するソリューション営業の展開に取り組み、KPI としてサステナブルファイナンスの実行額や CO₂排出量削減割合、脱炭素ソリューション実績件数を掲げる。

重点取組項目	背景と取組方針	対応する SDGs
1 地域経済の発展	地域経済の持続的な発展なくして、当行グループのサステナビリティ経営は成立しないものと認識しております。経営理念における「地域とともに歩む」の実現のため、お客さまとの価値共創を通じて、地域経済の発展に貢献してまいります。	8 持続可能な消費と生産 9 産業・観光のイノベーション 11 持続可能な都市とコミュニティ
2 人的資本の最大化と持続性向上	人材獲得競争や人材ポートフォリオの変化による人材不足は、スキル・ノウハウの伝承が円滑に進まず、適切な金融サービスが提供できなくなるリスクがあると認識しております。価値共創を支える人的資本の最大化と持続性向上に向け、人材育成及び社内環境整備を行ってまいります。	3 持続可能な消費と生産 5 性別平等 8 持続可能な消費と生産
3 ガバナンスとコンプライアンスの強化	社会課題が多様化する中、法令及び社会規範を遵守するだけでなく、地域金融グループとして自律的に社会的責任と公共的使命を果たしていくことが求められています。従業員一人ひとりの自律的なコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コーポレートガバナンスの充実に向けた取り組みを行ってまいります。	8 持続可能な消費と生産 10 人や国の不平等の解消 16 平和と公正
4 気候変動への対応	気候変動への対応は、持続可能な地域社会の実現のため、優先して取り組むべき地域及び地球規模の課題であると認識しております。気候変動への対応において、地域企業としてリーダーシップを発揮してまいります。	7 持続可能なエネルギー 11 持続可能な都市とコミュニティ 12 持続可能な消費と生産 13 気候変動
5 オペレーショナル・レジリエンスの確保	高まるサイバーリスクや頻発する自然災害、激甚災害などが想定される中、当行グループには、地域金融グループとして業務の強靭性が求められています。業務の強靭性の確保に向け、グループ一体となり体制強化に取り組んでまいります。	8 持続可能な消費と生産 11 持続可能な都市とコミュニティ 13 気候変動

[出所：紀陽銀行 ウェブサイト]

- 和歌山県は「木の国」と呼ばれるほど豊富な山林資源を有するほか、黒潮が流れる海に面しているなど、資源環境に恵まれる。一方、石油精製や鉄鋼、化学といった重厚長大の事業者が多く、経済規模あたりのGHG排出量が近畿2府4県で最も多い地域でもある。こうした中、「紀陽銀行 環境方針」のもと、恵まれた自然環境の保全に向けた活動を推進するとともに、地球温暖化による気候変動を重要な事業リスクとして認識し、2021年にはTCFD(気候変動財務情報開示タスクフォース)提言に賛同している。
- サステナビリティ推進体制として、コーポレート・サステナビリティを意識した経営の高度化と、グループの中長期的な企業価値向上のため「サステナビリティ委員会」「サステナビリティ推進室」を設置している。
- 「責任ある投融資に向けた取組方針」では、ESG(環境・社会・ガバナンス)の視点に配慮し、社会の持続的な発展や社会課題の解決に努める必要があるため、環境・社会問題に真摯に向き合っている取引先に対しては、適切な知見の提供や積極的な支援をおこなうこと、一方で、環境・社会に対してリスク、負の影響を与える投融資については慎重に判断し、その影響を低減・回避するよう努めることを定めている。また、森林資源や生物多様性の保全や環境負荷軽減に資する取り組み、再生可能エネルギー等の脱炭素化社会への移行にかかる取り組み、非財務情報の把握を前提とした顧客課題の解決に資する取り組み、地域振興や地域の雇用創出・維持につながる取り組みを、積極的に支援する分野としている。

サステナビリティ推進体制



[出所：紀陽銀行 2024 統合報告書]

2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

(1) 対象プロジェクト

- グリーン預金による調達相当額は本オピニオン 1 ページに記載の適格クライテリアを満たすプロジェクトの新規貸出、または既存融資に充当される。既存融資に充当する場合は過去 3 年以内に実行された貸し出しが対象となる。資金使途は、グリーンボンド原則で例示されている事業区分「再生可能エネルギー」または「グリーンビルディング」「エネルギー効率」に該当する。

(2) 環境改善効果

- 適格クライテリアは再生可能エネルギーに関する事業と、省エネルギー性能などを評価する第三者認証制度において一定水準以上の評価を取得した建築物であり、適格プロジェクトへの融資は CO₂ 排出量の削減をもたらすと見込まれる。

ZEB認証（認証団体：住宅性能評価・表示協会）

ZEB（Net Zero Energy Building）は、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建築物。50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、ZEB（100%以上削減）、Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、ZEB Ready（50%以上75%未満削減）と定義される。また、30～40%以上の省エネルギー化を図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を活用している建築物のうち1万㎡以上のものがZEB Orientedと定義される。

DBJ Green Building 認証（認証団体：株式会社日本政策投資銀行及び一般財団法人日本不動産研究所（JREI））

対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業等を含めた総合的な評価を行う認証制度。評価結果は星5（国内トップクラスの卓越した配慮がなされた建物）から星1（十分な配慮がなされた建物）までの5段階評価となっている。
総合評価のうち環境性能項目に関する評価が確認できる場合、環境認証として有効と考えられる。

LEED認証（認証団体：米国グリーンビルディング協会（US Green Building Council））

「Leadership in Energy and Environmental Design（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）」の略称。米国発祥のグリーンビルディング認証プログラム。建築物全体の企画・設計から建築施工、運営・メンテナンスまでにわたって様々なシステムを通じ、エネルギー性能をはじめとする総合的環境負荷を評価する。必要条件を満たした上で、取得したポイントによって標準認証、シルバー、ゴールド、プラチナの4つの認証レベルが用意されている。

BREEAM認証制度（認証団体：英国建築研究所（BRE））

「BREEAM(Building Research Establishment Environmental Assessment Method)」の略称。英国建築研究所BRE（Building Research Establishment）と、エネルギー・環境コンサルタントのECD Energy and Environmentによって1990年に開発された。管理、健康と快適、エネルギー、交通、水資源、材料、敷地利用、地域生態系、汚染、先進的技術の最大10分野で評価される。評価結果は、とても素晴らしい(Outstanding)から合格(Pass)の5段階評価となっている。
世界で最初の環境価値評価指標であり、英国外でも広く利用されている。

CASBEE 評価認証（認証団体：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）

「Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency（建築環境総合性能評価システム）」の略称。建築物を環境性能で評価し格付けする。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価する制度である。
評価結果は、S ランク（素晴らしい）からC ランク（劣る）までの5段階評価となっている。

<SDGs への貢献>

- グリーン預金から充当される適格プロジェクトは「7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「13. 気候変動に具体的な対策を」に貢献すると位置付けられる。



3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境面での目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 環境面での目標

- ・ 本グリーン預金の環境面での目標は「気候変動の緩和」である。

(2) 規準

- ・ 適格クライテリアは、「紀陽フィナンシャルグループ SDGs 宣言」で掲げる環境面のテーマ「気候変動への対応」に整合するものとして設定されている。具体的な適格基準は本オピニオン 1 ページに記載の適格クライテリアの通り。

(3) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- ・ 充当対象となるプロジェクトは、紀陽銀行の融資部による融資審査を実施のうえ、営業統括部が適格性を確認して選定される。

(4) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ 融資案件ごとに現地調査や融資部における審査で社会的リスクの評価が実施される。「責任ある投融資に向けた取組方針」では環境や社会に与えるネガティブな影響が大きいと考えられる、特定の業種・セクター(①兵器、②石炭火力発電、③森林伐採、④パーム油農園開発)と投融資取引を行う際には十分に留意することとしている。

4. 調達資金の管理

調達資金をグリーンプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ 調達資金は早期に適格プロジェクトに充当され、融資残高と一致するよう、紀陽銀行の営業統括部によって管理される。調達資金総額、使途への充当資金、未充当資金は電子ファイルで管理される。調達資金を適格プロジェクトへの融資に充当するまでの間は、現金または現金同等物で管理される。

5. レポーティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合している。レポーティングは適切である。

(1) 開示の概要

- レポーティングの概要は以下の通り。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充 当状 況	・ 充当したプロジェクトの内容 ・ グリーン預金残高 ・ 事業区分ごとの投融資残高 ・ 未充当金額	グリーン預金残高が存在する間、1年に1回以上	紀陽銀行のウェブサイト
環境改善効果	【再生可能エネルギー】 ・ CO₂ 排出削減(見込)量 (t-CO₂) 【グリーンビルディング/エネルギー効率】 ・ 評価基準ごとの取り組み件数 ・ 充当物件ごとの CO₂ 排出量		

- 大きな状況の変化があった場合、適時開示する。

(2) 環境改善効果に係る指標

- 環境改善効果は、環境面の目標である「気候変動の緩和」に整合する定量指標として事業区分「再生可能エネルギー」では CO₂ 排出削減(見込)量、「グリーンビルディング/エネルギー効率」では評価基準ごとの取り組み件数、充当物件ごとの CO₂ 排出量で示される。

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。